

議会の委任による専決処分の報告  
(所有権確認請求事件に係る和解)

1 和解の概要

(1) 当事者

原告

被告 世田谷区

(2) 対象物件

①所在 東京都世田谷区松原一丁目

②地番 1778番18地先無番

③用途 宅地

④面積 10.34平方メートル

(3) 事件の概要

区が国から譲与を受けた法定外道路敷地に対して、原告が取得時効を主張。

(4) 和解日

令和2年12月28日

(5) 和解の要旨

①原告は、被告に対し、下記「⑨対象物件」記載の土地1（以下「本件土地1」という。）につき、被告が所有権を有することを確認する。

②被告は、原告に対し、下記「⑨対象物件」記載の土地2（以下「本件土地2」という。）につき、原告が所有権を有することを確認する。

③原告は、被告に対し、本件土地1を権原なく占有していることを認める。

④原告は、訴外東京都が施行する東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線の事業に協力し、訴外東京都道路整備保全公社との間で速やかに本件土地1等の上に存する建物に係る物件移転補償契約を締結するものとする。

⑤被告は、原告に対し、本件土地1の明渡しを、前項に規定する物件移転補償契約で定める移転期限まで猶予する。なお、同契約が締結される見込みがなくなったと客観的に判断される場合はこの限りでない。

⑥原告は、本件土地2につき、原告の費用負担により、平成5年6月9日時効取得を原因とする土地表題登記手続及び所有権保存登記手続をする。

⑦原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

⑧訴訟費用は、各自の負担とする。

⑨対象物件

<土地1>

- ・所在 東京都世田谷区松原一丁目
- ・地番 1778番18地先無番
- ・用途 宅地
- ・面積 2.37平方メートル

<土地2>

- ・所在 東京都世田谷区松原一丁目
- ・地番 1778番18地先無番
- ・用途 宅地
- ・面積 7.97平方メートル

2 土地の評価格 951,280円

3 専決処分日 令和2年12月28日

# 案内図 (松原1-56)

